

## I. 米国会計基準とは

米国会計基準はアメリカで採用されている会計基準です。設定主体はFASB (Financial Accounting Standards Board) であり、FASB解釈指針 (FASB Interpretation) などから構成されています。アメリカで上場する企業は米国基準に基づいて財務諸表を作成しなければなりません。また、日本の上場企業も米国基準を採用して財務諸表を作成することが認められており、2021年3月時点でキャノンや野村証券など10社強の大手企業が採用しております。

今回は米国基準の中で日本基準と大きく取扱いが異なる「退職給付会計における数理計算上の差異の償却方法」、「のれんの取扱い」及び「法人税等の不確実性に関する会計処理」について基本的な論点を解説いたします。

## II. 退職給付会計における数理計算上の差異の償却方法

退職給付会計において、年金資産の期待運用収益と実際の運用成果との差異、退職給付債務の数理計算に用いた見積数値と実績との差異及び見積数値の変更等により発生した差異を数理計算上の差異といいます。

日本基準の連結財務諸表では、数理計算上の差異は税効果を考慮した上で、その他の包括利益において認識し、その後、従業員の平均残存勤務期間内の一定年数で費用処理します。一方、米国基準では、数理計算上の差異がその他の包括利益 (other comprehensive income) として認識されるのは同じですが、費用処理するのは期首における予測給付債務 (PBO) 又は年金資産のうち大きい方の金額の10%を超える部分に限られます。これは「回廊アプローチ」と呼ばれています。

### 【設例】

当期発生した数理計算上の差異：100  
期首の予測給付債務 (PBO)：800  
期首の年金資産：500  
平均残存勤務期間：5年

上記の設例において、日本基準では連結財務諸表上、数理計算上の差異100をその他の包括利益として即時に認識し、平均残存勤務期間の5年間で均等に償却するため、

当期の費用は20となります。他方、米国基準では回廊アプローチが採用されます。期首の予測給付債務800>期首の年金資産500であり、予測給付債務の10%、つまり許容範囲の80を超えた20のみが平均残存勤務期間の5年で償却されるため、各期の費用は4となります。

退職給付制度の前提条件には多くの変動要素が含まれており、予測や見積りと実績に乖離が生じることは避けられません。このとき「資産利得及び損失 (asset gains and losses)」又は「負債利得及び損失 (liability gains and losses)」の発生によってその他の包括利益累計額 (accumulated other comprehensive income) に残高が生じるものの、両者が相殺され、一方向に偏らないことが期待されています。しかし、相殺がうまく機能せずに残高が過剰に偏ってしまった場合、これが放置されないように回廊アプローチが採用されています。

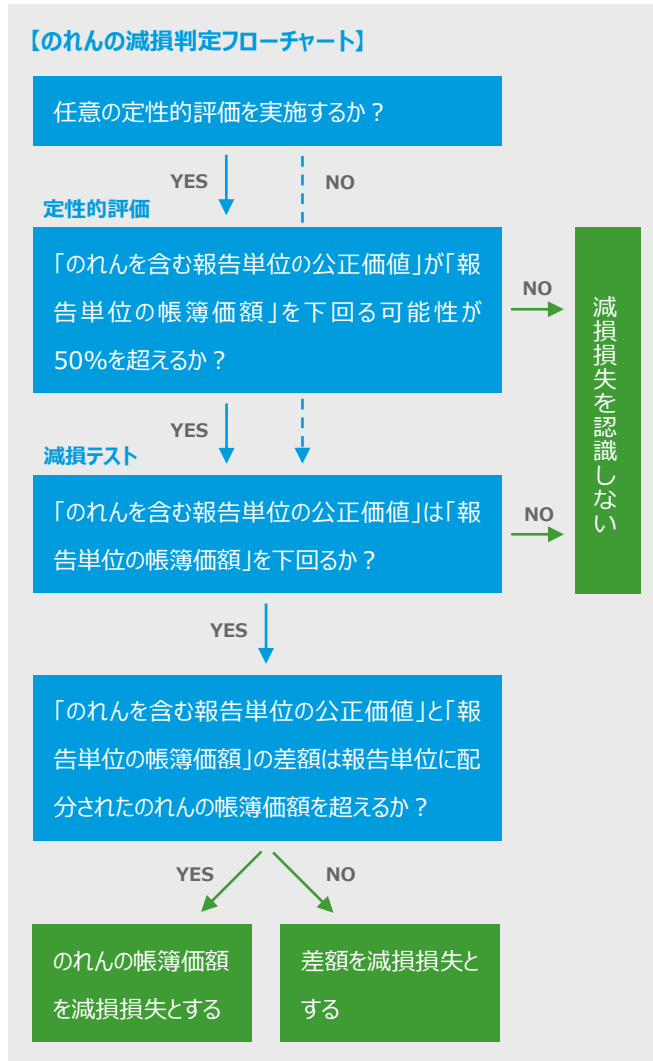
## III. のれんの取扱い

のれんとは、企業がM&A (買収・合併) で支払った金額のうち、買収先企業の純資産を上回る差額のことで、日本基準ではのれんを20年以内の合理的な年数で定額法により償却します。これに対して米国基準ではのれんの償却は認められず、少なくとも年1回報告単位で減損テストを行います。

企業はまず減損テストを行う前に、減損の発生可能性を判断する定性的評価 (qualitative assessment) を任意で実施することができます。これは、減損の発生原因となるマクロ経済や企業が事業を行う環境の悪化などが生じていないかどうかを判断することです。具体的には「のれんを含む報告単位の公正価値」が「報告単位の帳簿価額」を下回っている可能性が50%を超えるか否かを判断します。仮に公正価値が帳簿価額を下回る可能性が50%超であると判断された場合には、次の段階として、減損の認識及び測定を行うために定量的減損テスト (quantitative impairment test) に進みます。一方、可能性が50%以下と判断された場合は減損テストに進む必要はありません。なお、この定性的評価はあくまで任意のため、企業は当該評価を省略し、減損テストに直接進むことが無条件で認められています。

定量的減損テストとは、減損損失を認識するか否かを決定し、認識する場合にその金額を測定するプロセスです。「のれんを含む報告単位の公正価値」と「報告単位の帳簿価額」を比較し、前者が後者を下回る場合にはその差額を減損損失として認識します。ただし、減損損失の金額は報告単位に配分さ

れたのれんの帳簿価額を上限とします。なお、のれんの減損損失が認識された後、減損後ののれんの帳簿価額が新たな会計上のベースとなるため、業績や事業環境が改善した場合でも減損損失の戻し入れは認められません。



例えば、資産計上されたのれんの金額が200だと仮定します。日本基準の場合、20年間で償却すると毎期10の費用を定額で計上します。加えて、減損の兆候があれば減損テストも行います。一方、米国基準では毎期費用を計上することはなく、前述のプロセスに従って減損判定を実施することになります。減損不要と判定されれば毎期の費用計上額はゼロです。

なお、国際会計基準（IFRS）においても米国基準と同様にのれんの償却は行いません。従って、M&Aに積極的であり、多額のをれんを計上する企業にとっては、どの会計基準を採用するかで財務諸表への影響が大きく異なります。例えば、電子部品大手の村田製作所は米国基準で財務諸表を作成していますが、2021年3月期の連結貸借対照表におけるのれん計上額は710億円であり、日本基準を採用した場合に比べて

税引前当期純利益への影響は+13億円であることが開示されています。

のれんの償却もしくは非償却については専門家の間で議論が分かれています。これは、のれんが企業結合のある時点において支払った対価と純資産の差額として会計上認識された“目に見えない資産価値”（超過収益力）であり、その価値が時の経過とともにいくら減少するのか測定するのが難しいという性質に起因するためです。

なお、米国基準でも非上場会社等では例外的にのれんの償却を行うことが可能です。この場合の償却期間は10年を超えることはできません。同じのれんでも上場か非上場かで会計処理が異なっています。

## IV. 法人税等の不確実性に関する会計処理

米国基準では、企業の税務上のポジションに不確実性がある場合、具体的には50%を超える確率で否認されるような税務ポジションにおいては、会計上、税金費用と税金負債を追加的に認識することが要求されています。

例えば、ソフトウェアを100で購入し、税務上80の損金を計上するものの、仮に税務調査を受けたときに認められるであろう損金が20であるケースを想定します（税率は30%）。この損金80のうち60（80 - 20）は否認される可能性があり、不確実であるため、 $60 \times 30\% = 18$ の税金費用の追加計上が必要となります。

## V. さいごに

今回取り上げた米国基準と日本基準の相違は一例になりますが、基本的に両基準とも細則主義を採用しているという点では一致しています。簡単に言うと、ともに規則で細かく定められた会計基準が多いということです。両基準ともに原則主義を採用している国際会計基準への収斂を進めていますが、いまだ差異が存在しているのが実情です。

ご質問等は下記までお願いいたします

メール : [research@seiwa-audit.or.jp](mailto:research@seiwa-audit.or.jp)

ウェブサイト : <http://www.seiwa-audit.or.jp/contact/>